

「くらしに役立つ法律のはなし」

弁護士による連続法話50回記念講演会を

6月16日（土）に飯田市内で開催します。

長野県南信消費生活センターでは、長野県弁護士会飯田在住会と共催で、弁護士に

よる連続法話「くらしに役立つ法律のはなし」を開催しています。

今回は50回目という節目を迎えるにあたり、記念講演と位置付け次のとおり時間

を３０分拡大し土曜日に開催します。

多くの方々のご参加をお待ちしています。

|  |  |
| --- | --- |
| * テーマ
 | **「詐　欺」** |
| * 内　容
 | 詐欺という言葉は、一般的に使われる言葉ですが、法律上どういう意味を有するのか、ご存知の方は少ないと思います。そこで今回は、詐欺とはどういう行為を指すのか事例を挙げながら説明するとともに、万一詐欺に遭ったらどこへ相談すればいいのか、財産を取り戻す手段はあるのか、詐欺被害に遭わないようにするにはどうすればいいのか等について、弁護士から分かりやすくお話していただきます。 |
| * 講　師
 | 弁護士法人下平法律事務所　元島　亮典　弁護士 |
| * 日　時
 | 平成30年6月16日（土）　13:00～15:00 |
| * 会　場
 | 長野県南信消費生活センター　２階大会議室（飯田市追手町2-641-47･･･飯田市美術博物館東隣） |
| * ☆ 参加料
 | 無　料 |
| * 申込み
 | 参加ご希望の方は、電話で南信消費生活センターへ、6月15日（金）までにお申込みください。（電話番号：０２６５－２４－８０５８）　 |
| * その他
 | 当該法話は月１回開催しています。次回以降は決定次第お知らせします。 |
|  |
|  |
|  |

（連絡先）長野県南信消費生活センター

（所長）石澤　一志 （担当）松本　善彦

電 話： 0265-24-8058（代表）内線2710

ＦＡＸ： 0265-21-1703

E-mail： n-shohi@pref.nagano.lg.jp

**確かな暮らしが営まれる美しい信州**

**～学びと自治の力で拓く新時代～**

しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）推進中